

平成28年6月6日

株 主 各 位

第54回定時株主総会に際しての インターネット開示事項

- [事業報告] 業務の適正を確保するための
体制および運用状況
- [連結計算書類] 連結注記表
- [計算書類] 個別注記表

法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ines.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

株式会社 **アイネス**

業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期運用状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。現在の基本方針は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - b. 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - c. 当社の取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンスに係る委員会の決定する方針に基づき、当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - d. 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - b. 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生の危険を察知したときは、その

責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。

- b. 当社の社長を委員長とする委員会を組織して当社グループの危機管理全般を統括し、規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。また、子会社は、当委員会に参画し、各社で任命する委員による活動等をもって、各社の危機管理の向上を図る。
- c. 危機管理上の有事発生の際には、前号の委員会の指揮命令のもと、新たに設置する対策チームが、有事対応にあたる。

④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、当社の取締役または執行役員を委員長とする委員会を組織し、その維持・改善の継続を推進する。
- b. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、前号の委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員および子会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- b. 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

- a. 当社において年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じて各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
- b. 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じて子会社における業務の適正を確保する。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- a. 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。

- c. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。
- ⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - ア. 経営状況に関わる重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - エ. コンプライアンス上重要な事項
 - オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - カ. その他、監査役会で定める事項
 - b. 子会社における前号の事項について、子会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
 - c. 当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
 - d. 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社または子会社から不利な取扱いを受けない。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - b. 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - c. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - すべての役員および社員が遵守すべき規範として「アイネス行動規範」（以下、「行動規範」という。）を定めております。当社においては、これを見直し常に最新とし、すべての役員および社員に小冊子として配付するとともにイントラネットに掲載し周知しております。また、子会社にも

行動規範を配付し各社内でも周知しております。さらに、行動規範に準拠したコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、定期的なコンプライアンスにかかる社内研修を全グループ内で実施し、イントラネットを用いたテストにより効果を把握しております。

また、全社横断組織として、当社グループ全社が参加するリスク管理統括委員会を設置し、さらにその配下にコンプライアンス委員会を設置しております。これら委員会では、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握とその対策を立案・計画するとともに、活動を推進しております。

さらに、法令違反や不正行為等を早期に発見し解決していくことを目的として、「内部通報規程」を定め、内部通報窓口である「内部通報110番」を当社およびすべての子会社に設置しており、通報の状況については適宜適切に取締役および監査役に報告しております。

また、「内部監査規程」に基づき、内部監査部門が当社全部門および子会社を対象とした業務監査を実施しており、その結果を、社長、監査役会、および経営会議に報告しております。

反社会的勢力からのアプローチがあった場合は、総務部門が中心となって対応する体制となっており、反社会的勢力との関係遮断については、社内研修等により役員および社員等に周知しております。

- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、その他の重要会議体の議事録等の記録および決裁文書は、文書管理規程に基づく担当部門が保存管理を行い、役員からの閲覧要求に迅速に対応しております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会その他の重要な会議において、各部門からの重要業務の報告や業績報告に加えて、損失発生危険のある事項について報告が行われております。また、財務部門、技術部門およびその他関係部門が連携して損失発生危険のあるプロジェクトの発見に努め、適切な対応策を講じております。子会社の損失発生危険については、経理部門が子会社からの報告会や月次報告等における報告により把握しております。

また、当社グループのリスク管理全般を統括することを目的とするリスク管理統括委員会の主導において、リスク管理に係る規程・マニュアルの整備、当社グループの網羅的なリスク把握、リスク発生時の対応策の検討、役員および社員等に対する教育活動等が実施されております。

さらに、「事業継続管理規程」および「情報セキュリティ対策基準」等に基づき、緊急時の対応手順および緊急連絡網を整備し、イントラネットへの掲載等により当社グループの役員および社員等に周知しております。

④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制につきましては、「内部統制基本方針」および「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会を定期的を開催しております。同委員会においては、内部統制推進部門による当社全部門および子会社を対象とした内部統制の整備運用状況のモニタリング結果に基づき、内部統制の有効性が審議され、不備があればこれを是正しております。

また、監査部門による内部統制の運用状況の評価は、当社会計監査人のレビューを受けた後、内部統制委員会、経営会議、監査役会に報告されております。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を踏まえ策定された年度計画と予算に基づき、各取締役執行役員業績目標の設定と評価が行われております。取締役会および経営会議等においては、業務執行報告が行われ、経営に影響を及ぼす重要事項が審議されております。

また、当社グループ各社で定めた職務分掌と職務権限について、イントラネットに掲載するなど、迅速な意思決定を図るとともに、電子化等も採用するなど業務の効率化を進めております。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を実施しており、子会社からの報告会および子会社に派遣した役員等からの報告を通じて、子会社の経営状況を把握しております。また、子会社の経営状況は、四半期毎に子会社を管掌する取締役から取締役会に報告されております。

⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査部門の社員より任命され、監査役の指示に基づき職務を執行しており、その場合、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

また、当該使用人の人事考課や異動等については、監査役の同意を得て行っております。

⑧ 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会への出席、および経営会議その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、当社の経営状況、重要リスクの発生状況、内部統制システムの整備運用状況等を確認しております。また、監査役会その他の会議体における取締役および使用人からの報告を通じて組織の運営状況および子会社の業務執行状況等を確認しております。

さらに、全グループを対象とした内部通報制度においては、監査役全員が出席する取締役会で通報の状況を報告しております。なお、通報を行った者に対して不利益な取扱いを行わないことを社内規程等に定めております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会およびその他の会合において、会計監査人より、監査計画、四半期決算レビュー、内部統制監査状況等の報告を受けるなど、十分な意見交換を行っております。

また、監査役は、社外役員連絡会において、社外取締役とも意見交換を行い連携を図っております。

さらに、年度予算には、監査役の職務執行に必要と見込まれる経費を織り込んで策定しており、監査役が独自に弁護士等の専門家からの助言を得ることができる体制を整備しております。

[連結注記表]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は㈱KDS、㈱アイ・エス・エス、㈱SKサポートサービス、新日本システム・サービス㈱の4社であります。

なお、愛寧寿情報システム（上海）有限公司及び愛寧寿情報システム（香港）有限公司については、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

非連結子会社である愛寧寿情報システム（上海）有限公司、愛寧寿情報システム（香港）有限公司は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

・ 本社・横浜事業所・川崎事業所・幕張事業所の建物
及び連結子会社の建物の一部……………定額法

・ 特定の契約に基づく専用設備
……………定額法

・ その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～63年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

・ 市場販売目的のソフトウェア

……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額

見込有効期間は3年以内であります。

・ その他の無形固定資産……………定額法

- ③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却
- ⑤長期前払費用……………定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②受注損失引当金……………請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ③賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- ④役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの……………進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
・その他のもの……………完成基準
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る負債の計上基準
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,394百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	32,100,000	—	—	32,100,000
合計	32,100,000	—	—	32,100,000
自己株式				
普通株式(注)	89,592	3,744,904	—	3,834,496
合計	89,592	3,744,904	—	3,834,496

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加3,744,904株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,742,500株、単元未満株式の買取りによる増加2,404株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	256百万円	8.00円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	242百万円	8.00円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日
計		498百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	226百万円	利益 剰余金	8.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性が高く、かつ安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金や短期投資(MMF及びF F F)であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2. 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,917	6,917	—
(2) 受取手形及び売掛金(※)	12,711	12,711	—
(3) 有価証券	351	351	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,074	1,074	—
資産計	21,055	21,055	—
(1) 買掛金	2,113	2,113	—
負債計	2,113	2,113	—

(※)受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券(社債)は取引金融機関から提示された価格によっております。MMF及びF F Fは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資であるため、当該帳簿価額によっております。種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額(※)	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	310	121	189
	(2) 債券(社債)	503	502	0
	小計	814	623	190
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	260	299	△ 39
	(2) 債券(社債)	—	—	—
	小計	260	299	△ 39
合計		1,074	923	151

(※)現金及び預金と同等の性格を有することから、上表に含めていない有価証券は、MMF及びF F Fであり、連結貸借対照表計上額は351百万円であります。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	0
関係会社出資金及び出資金	13
その他有価証券 非上場株式	27

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券」及び「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,917	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,711	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 債券(社債)	—	—	503	—
合計	19,628	—	503	—

(注) 4. 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合計	520	467	—

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,382円13銭

1 株当たり当期純利益

47円84銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株(上限) |
| (3) 取得する期間 | 平成28年5月6日～平成28年7月27日(約定ベース) |
| (4) 取得価額の総額 | 10億円(上限) |
| (5) 取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県川崎市麻生区	処分予定資産 (当連結会計年度中に処分を完了しております。)	建物及び土地	692
神奈川県横浜市都筑区	処分予定資産	建物及び土地	612

当社グループは、原則として、事業用資産については1つのグルーピングとしており、遊休資産または処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、利用稼働率の低い社員寮の売却を検討しており、当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,304百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物551百万円及び土地753百万円であります。

また、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

[個別注記表]

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①本社・横浜事業所・川崎事業所及び幕張事業所の建物……………定額法

②特定の契約に基づく専用設備……………定額法

③その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～63年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

①自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

②市場販売目的のソフトウェア……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。

③その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

(5) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの……………進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他のもの……………完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「保険配当金」は4百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,298百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	16百万円
長期金銭債権	744百万円
短期金銭債務	364百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	88百万円
関係会社からの仕入高	2,577百万円
関係会社とのその他の営業取引高	17百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	158百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (注)	89,592	3,744,904	—	3,834,496

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加3,744,904株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,742,500株、単元未満株式の買取りによる増加2,404株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産	159百万円
賞与引当金	363百万円
未払事業税	39百万円
その他	50百万円
	<hr/>
	612百万円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	55百万円
土地等減損損失	4百万円
投資その他の資産	155百万円
退職給付引当金	2,624百万円
役員退職慰労引当金	38百万円
その他	109百万円
	<hr/>
小計	2,987百万円
評価性引当額	△ 159百万円
	<hr/>
	2,828百万円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務	△ 19百万円
その他有価証券評価差額金	△ 25百万円
	<hr/>
	△ 44百万円
繰延税金資産（負債）の純額	
繰延税金資産（流動）	612百万円
繰延税金資産（固定）	2,783百万円
	<hr/>
	3,395百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は169百万円減少し、法人税等調整額が171百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	17	16	0

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	0百万円
1年超	1百万円
合計	0百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1百万円
減価償却費相当額	1百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱アイ・エ ス・エス	川崎市 高津区	200	情報処理 サービス 不動産管理	(所有) 直接 100.0	情報処理 サービス 業務・不 動産管理 業務の委 託 役員の兼任	不動産の賃借	37	差入保証金	744

(注) 上記金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件につきましては、近隣の相場を勘案し、両社協議の上で個別に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,360円89銭
1株当たり当期純利益	56円75銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 1,000,000株 (上限)
- (3) 取得する期間 平成28年5月6日～平成28年7月27日 (約定ベース)
- (4) 取得価額の総額 10億円 (上限)
- (5) 取得の方法 東京証券取引所における市場買付

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県川崎市麻生区	処分予定資産 (当事業年度中に処分を完了しております。)	建物及び土地	692

当社は、原則として、事業用資産については1つのグルーピングとしており、遊休資産または処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、利用稼働率の低い社員寮の売却を検討しており、当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(692百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物257百万円及び土地434百万円であります。

また、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。